

二弁平成28年人第2072号
2016年(平成28年)12月16日

警視庁

警視総監 殿

第二東京弁護士会
会 長 早稲田 祐美子

勸告書

当会は、当会人権擁護委員会の調査の結果、申立人K氏からの人権救済申立事件について、貴庁に対し、下記のとおり勸告します。

勸告の趣旨

2014年(平成26年)10月29日から同月31日までの間、貴庁原宿分室の保護室に收容された申立人に対し、布団等の寝具を使用させず、食事の際に何らの食事用具を使用させなかったことは、憲法13条前段の個人の尊厳に反し、人権侵害と評価される。よって、以下のとおり勸告する。

1 布団等の寝具を使用させないことに対して

保護室收容者に対し、嚙下等により自傷の危険がある物の保護室内での所持を禁止する必要性について、在監中及び保護室收容時に自殺自傷行為に及んだ事実の有無、自殺自傷行為に及ぶような疾患の有無を考慮する等の厳格な判断をするよう求め、この判断をすることなく寝具の使用を禁止することのないように勸告する。

2 食事用具を使用させないことに対して

- (1) 保護室收容者に対し、嚙下等により自傷の危険がある物の保護室内での所持を禁止する必要性について、在監中及び保護室收容時に自殺自傷行為に及んだ事実の有無、自殺自傷行為に及ぶような疾患の有無を考慮する等の厳格な判断をするよう求め、この判断をすることなく食事用具の使用を禁止することのないように勸告する。
- (2) 仮に、上記必要性について厳格に判断した結果、自殺、自傷行為の危険があったとしても、自殺、自傷行為に使用する危険性のない形状や材質(紙製の先割れスプーン等)の食事用具を使用させるよう勸告する。

勸告の理由

1 認定した事実の概要

申立人は、勾留中の2014年（平成26年）10月29日から同月31日までの間、留置施設の保護室に収容された。

相手方は、保護室収容期間中、申立人に布団、毛布、寝袋等の寝具の支給をしなかった。また、保護室収容期間中のメニューの中には、スパゲッティやお好み焼き、焼きそばなど、通常手で食べることがあり得ないようなメニューも含まれていたにもかかわらず、相手方は、申立人に箸、フォーク、スプーン等の食事用具を支給しなかった。そのため申立人は、食事を手で食べていた。

相手方は、自殺・自傷行為等の防止のため、保護室収容中に寝具や食事用具を不支給としたと説明した。

しかしながら、相手方に勾留されていた期間に申立人が自殺・自傷行為に及んだことはなかった。

2 判断

就寝時、通常の寝具を使用する自由及び食事用具を使用して食事をする自由は、個人の尊厳（憲法13条前段）に属する重要な権利である。また、未決拘禁者は、無罪推定が及び、原則として一般市民としての自由が認められるべきことから、人権制約に関しては慎重でなければならない。したがって、保護室収容期間中であっても、寝具の所持を禁止する必要性及び食事用具の所持を禁止する必要性は厳格に判断しなければならない。

本件では、同必要性が厳格に判断されたとはいえず、寝具及び食事用具の所持を禁止し、これらを支給しなかったことは、申立人の人権を侵害するものである。

また、仮に、食事用具に関して、所持を禁止する必要性が認められたとしても、自殺、自傷行為に使用する危険性のない形状や材質（紙製の先割れスプーン等）の食事用具を使用させなければ人権侵害になると認められるため、今後は、自殺、自傷行為に使用する危険性のない形状や材質の食事用具を使用させるよう勧告する。

以上